



調査研究、研修、要請・陳情活動報告書

令和 5 年 12 月 1 日

志摩市議会議長 様	報 告 者	会 派 名 新風 議員氏名 小河 光昭	
年 月 日	令和 5 年 9 月 28 日 (木)		
時 間	午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 45 分		
参加者氏名	小河光昭、下村卓也		
用 務 先	住 所	〒523-0061 滋賀県近江八幡市江頭町 1014	
	名 称	近江八幡市立北里小学校	
目的・内容	目的：ポット苗方式芝生化事業についての調査研究 内容：近江八幡市は近江八幡市立小学校の芝生化を実施しており、小学校 13 校中 10 校が完了している。志摩市において、特色ある学校づくりが今後必要になると考えることから、以下のことについて学ぶ。		
成果・所感	(現状や事業効果) ○学校グラウンドの芝生化 目的：より充実した教育環境を提供 子どもたちの豊かな心の醸成 体力の向上 学校と地域のつながりをより一層深める。 近江八幡市立小学校 12 校中 10 校がグラウンドを芝生化 効果：転倒時のけが ⇒ 転倒時のケガが半減 猛暑時に地面が熱い ⇒ 素足や寝転んで遊べる。 〃 ⇒ 夏の土と比べて地熱が低い。 砂埃による近所迷惑 ⇒ 砂埃の軽減 芝生化されていない小学校では、グラウンド利用者からの反対がある。(養生にかかるグラウンド利用禁止が原因と思われる。) 小学校によっては、グラウンドを全て芝生化できた学校と野球のダイヤモンドは芝生化できなかった学校がある。(段差発生による危険もある。)  		

○JFA グリーンプロジェクト「芝生化モデル事業」

ポット苗方式によるグラウンドの芝生化 ⇒ 苗は無償提供

主な条件：5月下旬から7月上旬にポット苗の植付けを実施できること。

芝生管理ができる体制整備（スプリングローヤや芝刈機を整備）

レポートの提出やアンケートの回答等（比較的簡単な内容）

植栽はJFAがインストラクター派遣

品種：ティフトン ⇒ 雑草系の強い植生（柔らかい品種で3か月程度で完成）

100%申請が認められ整備できた。

課題：初期費用と維持管理費の確保

植栽体制の整備

維持管理体制

芝生化にあたっての注意点：維持管理のための作業日の調整

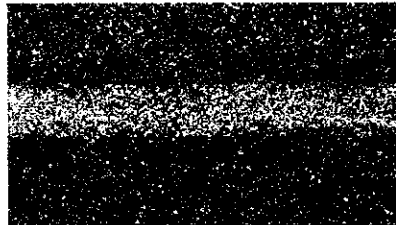
野球のダイヤモンド部分は植栽できない。

水はけが悪くなる。

グラウンドのラインは水性と石灰の併用

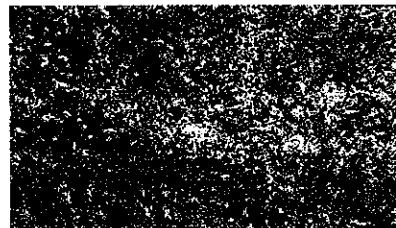
特性：（水性）消えにくいため耐久性は良いが、ラインを引くのが難しい。

ライン引きに失敗すると消しにくい。



（石灰）耐久性がない。

ライン引きが容易



（本市にできること）

JFA グリーンプロジェクト「芝生化モデル事業」への申請

（本市に導入した場合の課題）

芝生化する学校の選定

PTA やグラウンド利用者および地域の理解と協力

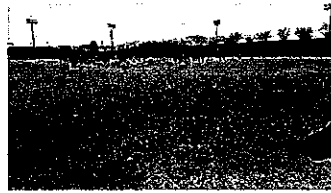
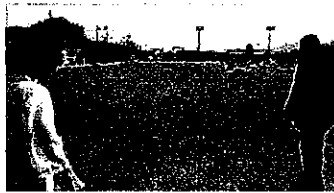
維持管理体制の整備

財源確保

（今後の検討）

JFA グリーンプロジェクト申請担当部署の決定

関係団体への説明方法
散水スプリンクラーの設置
芝生管理団体の立上げ



(考察)

少子化が進み、子どもが団体スポーツの選択ができなくなっていることから、特色ある学校に変換していくことが望まれる。これまでのどこの学校も同じ整備を基本とするのではなく、地域の声や歴史を背景とした整備が求められる。

学校のグラウンドを全面芝生化にした時の課題は何があり、それを補うためにはどうすれば良いかといった検討が必要である。

教育委員会、学校、PTA、地域の理解を整備方針やメリット、デメリットをしっかりと説明する中で、地域との一層のつながりを大切にする事業となるよう努力することが望まれる。

調査研究、研修、要請・陳情活動報告書



令和 5 年 11 月 2 日

志摩市議会議長 様	報 告 者	会 派 名 新風 議員氏名 小河 光昭	
年 月 日	令和 5 年 10 月 25 日 (水)		
時 間	午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 30 分		
参加者氏名	小河光昭、下村卓也		
用 務 先	住 所	〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 22 号	
	名 称	飛騨市市役所総合政策課『ヒダスケ!事務局』	
目的・内容	目的：飛騨市の人がちょっとやってみたいことや困りごとの種、アイデアが集まり誰でも参加できる、飛騨市と関わるためのプログラム「ヒダスケ」を学ぶ。 内容：極めて多くのプログラムを構築し、お手伝いやオンラインお手伝いのプログラムを有している。その発想の豊かさはどこから来ているのか。全国的に人口減少や高齢化が進む中、一人一人が助け合うことができる取り組みは素晴らしいものと考えます。その取り組みや苦労、今後の課題等のレクチャーを受け、今後の志摩市の施策の参考とする。		
成果・所感	(現状や事業効果) 飛騨市の面積 792.53 平方キロメートル、人口 22,224 人 (2023 年 10 月 1 日現在)、志摩市の面積 178.95 平方キロメートル、人口 45,377 人 (2023 年 9 月 30 日現在) と人口は約半分ながら、市の面積は 4.43 倍もある過疎地域である。 全国の倍のスピードで人口減少が進み、日本の 30 年後を上回る高齢化率の現状があることから、市としての課題解決のため、飛騨市に心を寄せてくださる方の存在を見える化する「飛騨市ファンクラブ」や、様々な関係性・つながりのきっかけをつくる関係案内所「ヒダスケ」を創設した。 ○飛騨市ファンクラブ 飛騨市に心を寄せてくれる方を見える化して、直接コミュニケーションが取れる仕組みを構築した。 会員⇒会員証と本人氏名入り名刺をプレゼント 会員は会員証、会員以外は配られた名刺を持参して飛騨市に来ると特典が受けられる。 名刺を配った会員の名刺が特典を受けた店舗で回収され、市に戻る仕組みを構築。その回収された枚数によって、会員にお礼の品が贈られる仕組みになっている。 30 枚⇒梅コース、50 枚⇒竹コース、100 枚⇒松コース		

会員特典

その1「宿泊特典」

会員が市内宿泊対象施設に宿泊した場合、電子地域通貨「さるぼぼコイン」2千円分を付与

その2「おもてなしクーポン」

会員証を提示すると総額 1,500 円分の割引クーポンを、会員名刺持参の場合は、名刺と引き換えに総額 2000 円分の割引クーポンをプレゼント

その3「飛騨市ファンクラブサポートセンター」

市内で利用できる「おもてなしクーポン」を発行

会員数 12,377 名

レギュラー会員（飛騨圏外の方）11,140 名（90.0%）

岐阜県 19.5%、東京都 17.3%、愛知県 14.5%

50代 24.7%、40代 18.6%、60代 18.6%「

ふるさと会員（1 飛騨圏内の方）237 名（10.0%）

ふるさと会員は、飛騨市、高山市、下呂市、白川村の在住者

当初は会員確保に苦戦していたが、SNS の活用で口コミが広がり、さらに人が集まる好循環に成功した。（TV での露出にも成功）

飛騨市ファンクラブ会員との交流を平成 29 年度の東京都を皮切りに、様々な趣向を凝らし現在も行っている。

あなたも飛騨市とつながって、もっと飛騨市を楽しもう！

飛騨市のつながり方を様々な所で使っています。
あなたのスタイルでぜひ飛騨市を楽しんでください。
それが飛騨市の元気に繋がります。

詳しい情報は
こちらから！▶



1. 市内の最新情報 5月15日

SNS で飛騨市の情報を発信中、ぜひフォローをお願いします。



2. 特産品 飛騨市ファンクラブ会員を対象としたお得なキャンペーンを定期的に実施しています。要チェックです。
ふるさと納税でもたくさんのお土産をご用意！



3. 観光 宿泊特典や市内観光施設での特典を楽しもう！



4. 市内の宝蔵やファンと繋がる 5つのテーマで体験を実施中です。ぜひご参加ください！

新緑部 花部 秋部 冬部 飛騨市ファンクラブ



5. 市内のお手伝い 飛騨市ファンの声から生まれた『ヒダスケ！』観光ではなかなか会えない地域の方とつながって楽しみながらお手伝い！



ヒダスケ！

○ヒダスケ

ヒダスケは飛騨市ファンの声からヒダスケが生まれた。

名称の由来⇒飛騨市を助けるから命名

名称の由来には「一日でもいいから助ける（日助け）」の意味合いもあるのかと質問したところ、その考えはなかったが、今後使えるアイデアだと担当者は喜んでいました。

飛騨市は人口減少や高齢化が進み耕作放棄地が増加する傾向にある。それらの課題に対して、飛騨市ファンからお手伝いしたいとの意見があり、飛騨市や飛騨市民が求めるいろいろなお助けの求めに対し、地域の人ももっと関わってみたいなどの思いを持つ飛騨市ファンがその支えとなって活動を続けている。

呼称

助けを求めている人⇒ヌシ

お手伝いする人⇒ヒダスケさん

ヒダスケの仕組み

助けてほしい内容を登録（ヌシ：プログラム主催者）

お手伝いしたい人が参加（ヒダスケ：プログラム参加者）

ヒダスケさんがヒダスケするとヌシがオカエシをする。

オカエシ⇒体験や経験、野菜などの食べ物、地域通貨（さるぼぼコイン）など。飛騨市ではさるぼぼコイン 500 円分を市が準備しているとのこと。500 円／回

ヒダスケのプログラムは募集人員やお手伝いの内容を登録し、市がその管理を行っているとのこと。多いときは40人くらいのヒダスケさんが参加してくれるが、少ないと数人しかいないときもあるとのこと。

プログラム（例）⇒農作業、イベント補助、特産品のレシピ考案や広報、祭りスタッフ、道路の草刈り作業 など

これまでのヌシ：76人

地域で作る団体（〇〇実行委員会）26%、事業者 25%、農家 16%。個人 13%、飛騨市 13%、その他 7%

市役所が10人となっていることから、公共事業の手伝い等をしていただいていることがわかります。

ヒダスケさんの属性（2022年度の参加者別居住地）

岐阜県 66%、愛知県 8%、東京都 3%、富山県 2%、長野県 2%

岐阜県の内訳：飛騨市 36%、高山市 18%、地域外 12%

プログラムの実施数：251 件（2023 年度：69 件）

参加人数：2,694 人（2023 年度：918 名）

ヌシの声

継続的なつながりが持てた。

人手不足の解消の一助になった。

飛騨を愛する方たちと出会えて楽しい。

商品を買ってくれる方やクラウドファンディングしてくれる人がいた。

ヒダスケさんの声

地元の方々と交流できて嬉しかった。

今後も交流や商品を注文したい。

なかなかお会いできない方に会え、体験ができて嬉しかった。

市民の方の熱い想いを知ることができて共感できた。今後も関わりたい。

ヒダスケが移住を選択するための要素となった方は 1 名のみ。しかし、移住をされた方でヒダスケを利用された方は 15 名いる。移住対策よりも移住者が地域の方とつながる仕組みとして機能している。

人口減対策にはつながらない。

関係人口を増やすのが目的であり、移住対策を目的とはしていない。

目的⇒関係人口の増加

手段⇒飛騨市ファンクラブやヒダスケ

さるばるコイン⇒飛騨信用組合が制作

○総合的な「関係人口」事業の発展

行動人口 1～3% ヒダスケ

交流人口 10% 飛騨市ファンクラブファンの集いツアー

関心人口 ふるさと納税・観光・飛騨ファンクラブ

人交密度（人と交わる造語）を高め、多くの人と関わる懐の広いまちづくり「嬉しい！楽しい！面白い！」を追求する活動の展開に努めている。

（本市に導入できること）

○ヒダスケ志摩市バージョン

飛騨市が抱える課題と志摩市が抱える課題には似通ったものがある。共に過疎地域に指定されており、国の支援も少なからず得られる。視察において、ヒダスケが移住対策ではなく関係人口の構築が主たる目的であり、その手段に過ぎないことは意外であった。説明にもあったが、ヒダスケをした方が移住することは極めてまれで、実績でも 1 名しかいない。しかし、移住してきた方がヒダスケを利用して地域とのつながりを構築していく手立てとできることに、お互い様の精神を改めて見つめ直すにはいい制度設計だと感じる。

農業、水産業の従事者は年々減少傾向にあり、高齢化が進んでいる。また、地域の祭りについても人材不足から継続が困難な状況に陥っている。イベントにおけるスタッフ不足も地域を愛する心が減少してきていることも一つの要因であるのではないかと考える。お互い様をキーワードとして、助け合いの精神をもう一度見つめ直し、事業構築することが求められる。

過疎対策の先進地に学び、関係団体や困りごとを関係各課が持ち寄り、どのように助けを求める側と手助けする側をマッチングさせることができるかを検討することが必要であり、システム構築するだけの力量は志摩市においてもあると思われる。

(本市に導入した場合の課題)

○システム構築

どこの部署が担当し、どこの部署がサポートしていくかをしっかりと定める必要がある。できないことを探すくらいがある市職員の意識を変え、できるようにする努力を惜しまない体制の構築が必要である。飛騨市が採用している地域通貨については、志摩市にはない制度設計であることから、同様の制度設計の構築が求められる。飛騨市はさるぼぼコイン 500 円／回としているが、飛騨市信用組合が作成したものであることから、志摩市内の金融機関に対応してもらえるかどうかは不透明である。体験やお手伝いするという意識から、市内外はもちろんのこと県内外からもヒダスケに飛騨市に来ている。さるぼぼコイン目当てにヒダスケに来ているとは考えにくく、助けてほしいと思っている市民の掘り起こしとシステム構築と構築後の周知と活動方法をしっかりと考えることが必要である。

(今後の検討)

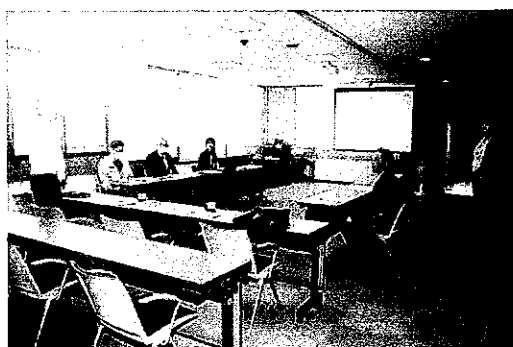
○関係人口増加に向けた仕組みづくり

今回視察した飛騨市の取り組みは、移住対策ではなく関係人口の増加を目的とした取り組みであった。財政状況が苦しい中、過疎化が進む志摩市にとっても大いに参考となる取り組みを先進的に行っていると感じた。

志摩市における公共事業（草刈り作業等）に対するお手伝いも可能なこの制度設計は、志摩市にとっても大きなメリットがあると感じる。

飛騨市は仕出しファンクラブから派生した取り組みであるが、志摩市にその時間的余裕はないと感じる。人口減少に高齢化が進み、農地の耕作放棄地が年々増加し、祭りの実施にも影響が出ている状況にある。

この状況を少しでも良くするには、この取り組みを参考として、システム構築することが望まれる。こういったことを助けてほしいかといったことを地域の団体や個人、そして市役所が洗い出せるか。そして、受け入れ態勢はどのようにするかなど、志摩市バージョンとしての制度設計構築に取り組むことが、これからの志摩市に求められると感じる。



(その他)

ヒダスケ以外にも新生児へのパーソナライズ絵本のプレゼントについても視察させていただいた。

○新生児へのパーソナライズ絵本のプレゼント

事業背景・目的

乳幼児期より絵本や物語に親しむ中で、子どもは様々な言葉や表現を身に付け、親子の語らいを通して言葉による伝え合いが育まれる。

飛騨市では、子育て支援の一環として、平成 21 年度から絵本のプレゼントや読み聞かせ会を行うブックスタート事業を継続的に実施しており、さらに親子の絆を深め、乳幼児の健やかな心の発育を促すため、新生児親子を対象にお子さんと同じ名前の主人公が登場するパーソナルライズ絵本のプレゼントを行う。

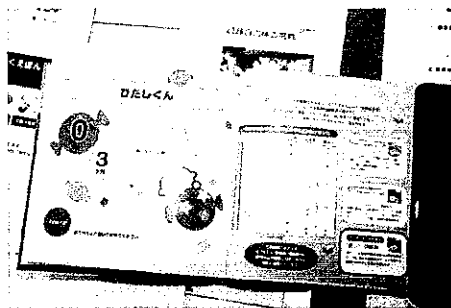
事業概要

【拡充】3 か月児への絵本プレゼント ～ファーストブック～ (452 千円)

3 か月児を持つ保護者を対象に、選定した 5 冊の絵本の中から希望する 2 冊をプレゼント。

お子さんと同じ名前の主人公が登場し、名前の由来などのメッセージを記入することができる「パーソナル知育絵本」を 3 か月児相談時に追加でプレゼント。

現在手書きとなっているメッセージ欄を親がデータ入力できるよう変更を検討中。



【継続】3 歳児への絵本プレゼントと読み聞かせ ～セカンドブック～ (309 千円)

満 3 歳を迎えるお子さんを対象に、飛騨市図書館・飛騨市神岡図書館で選定した 5 冊の絵本の中から、本人が希望する 1 冊をプレゼント。

トータルで 4 冊をプレゼント。NTT が行っている事業にエントリーしている。

(2,090 円／冊：税込み)

名前入り絵本の感想

* 全て名前から始まり、可愛い絵本だった。内容的にも良かった。

* 名前の由来の記入欄もあり、思い出になるので良い。

* 名前から呼びかけているので、親しみやすく、上の子が読み聞かせをしてくれることもあり良かった。

* 紙質が薄くて破れやすいので、子どもが口に入れ噛んでしまう。もう少し厚い紙の方がよいのではないかと思う。

このことから親の評価は高いと判断できる。

この事業を志摩市でも取り入れ、本に親しむ子育てを推奨することにより、子どもの情緒を育み、親と子の絆や学力向上につなげられるのではないかと感じる。

調査研究、研修、要請・陳情活動報告書



令和 5 年 11 月 2 日

志摩市議会議長 様	報 告 者	会 派 名 新風 議員氏名 小河 光昭	
年 月 日	令和 5 年 10 月 26 日 (木) ~ 27 日 (金)		
時 間	26 日 午後 1 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 27 日 午前 9 時 50 分 ~ 午後 0 時 30 分		
参加者氏名	小河光昭、下村卓也		
用 務 先	住 所	〒930-0006 富山県富山市新総曲輪 4 番 18 号 〒939-0744 富山県下新川郡朝日町平柳 688	
	名 称	富山県民会館ホール あさひコミュニティホールアゼリア	
目的・内容	目的：総務省が主催する全国過疎問題シンポジウム in とやまに参加し、志摩市の地方創生のための参考とする。 内容：過疎地域では、人口減少や少子高齢化が進展し、産業の衰退による地域社会の活力の低下をはじめ、集落機能の低下等さまざまな課題に直面している。一方で、豊かな自然や農地、森林などを有する過疎地域は、水源の涵養、食料の生産、自然災害の防止といった人々の生活や生産活動を支える公益的役割を担うとともに、ウェルビーイング〈自分らしく幸せに生きられること〉を実感できる『幸せの基盤』が揃っている。 「全国過疎問題シンポジウム 2023 in とやま」は、過疎地域の可能性について、新たな気づきや発見がある場とするとともに、全国の優れた取組にふれ、参加者相互の交流を図るなど、人と人とのつながりを通じて将来に向けた取組を考える契機となることを目指す。 この趣旨に基づき開催される全体会と分科会に参加する。 26 日全体会「基調講演「過疎地域の使命」」 パネルディスカッション「ウェルビーイング先進地域～多様な人材が創るこれからの地域社会～」 27 日分科会「過疎地域持続的発展優良事例発表会」 スペシャルトークセッション「富山県朝日町発、日本の幸せづくり～一人ひとりが住みたい場所に住み続けるために～」		

全国過疎問題シンポジウム 2023in とやま (プログラム)

10月26日(木)

全体会

令和5年度過疎地域持続発展優良事例表彰式

総務大臣表彰

一般社団法人筆甫地区振興連絡協議会(宮城県丸森町)

「地域の課題・難題になんでも挑戦!協働の地域づくり」

山古志住民会議/ネオ山古志村(山古志DAO)(新潟県長岡市)

「NFT×限界集落～デジタル村民と挑戦する新たな村づくり～」

朝日町MaaS実証実験推進協議会(富山県朝日町)

「気軽、手軽、みんなが助かる!ノッカル!」

全国過疎地域連盟会長賞

株式会社ホップジャパン(福島県田村市)

「過疎地域のリソースを産業循環エコシステムで活用し、中央あぶくまから
発信、あぶくまブランドを造成する」

昭和村(福島県昭和村)

「夏秋期生産日本一の昭和かすみ草「百年産地」を目指して」

論田自治会及び熊無自治会、ろんくま移住促進委員会(富山県氷見市)

「～ねこ“ろん”で“くま”なく歩いて住んでみて～ろんくま移住促進計
画」

特定非営利活動法人 本と温泉(兵庫県豊岡市)

「地産地読」

家賀再生プロジェクト(徳島県つるぎ町)

「家賀と藍をこよなく愛する家賀再生プロジェクト」

基調講演「過疎地域の使命」

《講師》宮口としみち氏(早稲田大学名誉教授・文学博士)

パネルディスカッション

「ウェルビーイング先進地域～多様な人材が創るこれからの地域社会～」

[コーディネーター] 指出一正氏(『ソトコト』編集長)

[パネリスト] 藤田とし子氏(まちひと 感動のデザイン研究所 代表)

金子知也氏((公社)中越防災安全推進機構にいがたイナ
カレッジ マネージャー)

島田優平氏((一社)ジソウラボ 代表理事)

佐藤みどり氏(NPO 法人立山 クラフト舎 代表理事)

次期開催県紹介

山梨県

10月27日(金)

第1分科会 朝日町

過疎地域持続的発展の優良事例発表会

【コーディネーター】 宮口としみち氏（早稲田大学名誉教授・文学博士）

【発表者】 総務大臣賞及び全国過疎地域連盟会長賞受賞団体

朝日町 MaaS 実証実験推進協議会（富山県朝日町）

昭和村（福島県昭和村）

特定非営利活動法人 本と温泉（兵庫県豊岡市）

家賀再生プロジェクト

スペシャルトークセッション

「富山県朝日町発、日本の幸せづくり

～一人ひとりが住みたい場所に住み続けるために～」

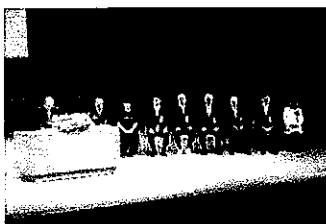
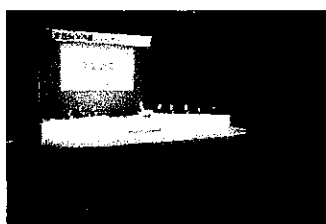
藤野英人（（一社）みらいまちラボ合同代表、

× レオス・キャピタルワークス（株）代表取締役会長兼社長）

畠山洋平（朝日町次世代パブリックマネジメントアドバイザー、
（株）博報堂）

○シンポジウムの内容

10月26日（木）



【優良事例表彰の取り組み概要】

総務大臣表彰

一般社団法人筆甫地区振興連絡協議会（宮城県丸森町）

「地域の課題・難題になんでも挑戦！協働の地域づくり」

地域住民自らが住み慣れた地域で安心・安全に自分らしく暮らせることができる地域社会の構築を目指し事業を開始。暮らしやすい地域を自らがつくり続け、「地域の自立」や「持続可能な社会の形成」を具現化している。

山古志住民会議／ネオ山古志村（山古志 DAO）（新潟県長岡市）

「NFT×限界集落 ～デジタル村民と挑戦する新たな村づくり～」

物理的制約を開放するデジタル技術に可能性を見出し取組を開始。ローカルの価値を最大限に広げるのがデジタルであると考え、NFT を接点とした共同体を形成し世界中から知恵や資源、独自資金を集め、地域を存続させる挑戦をしている。

朝日町 MaaS 実証実験推進協議会（富山県朝日町）

「気軽、手軽、みんなが助かる！ノッカル！」

人も車も大切な地元の資源と捉え、『共助型マイカー乗り合い交通サービス』として取り組みを開始。地元交通事業者も積極的に巻き込み、共創による事業運営を実現している。

全国過疎地域連盟会長賞

株式会社ホップジャパン（福島県田村市）

「過疎地域のリソースを産業循環エコシステムで活用し、中央あぶくまから発信、あぶくまブランドを造成する」

途絶えた福島県のホップ農業を地元農家と復活させ、地球にやさしいまちづくりも実践している。新しい価値観に基づいた企業誘致の手法「LESIP」にも取り組んでおり、理念に共感した人が移住を予定しているほか、新たな企業が地域に進出するきっかけにもなっている。

昭和村（福島県昭和村）

「夏秋期生産日本一の昭和かすみ草「百年産地」を目指して」

豪雪地域という特徴を活かして、夏秋期の生産量日本一、国内生産シェアの 6 割を達成している。担い手確保、育成事業にも取り組んでおり、直近 5 年の就農定着率は 100%であった。

論田自治会及び熊無自治会、ろんくま移住促進委員会（富山県氷見市）

「～ねこ“ろん”で“くま”なく歩いて住んでみて～ろんくま移住促進計画」

地域資源を活かしながら、住民にとってさらに住み良い地域、移住者など地域外から人が訪れる地域を目指し、地域を盛り上げる取組を展開している。移住者や大学など地域外からの風が流れ込み、好循環が生み出されている。

特定非営利法人 本と温泉（兵庫県豊岡市）

「地産地読」

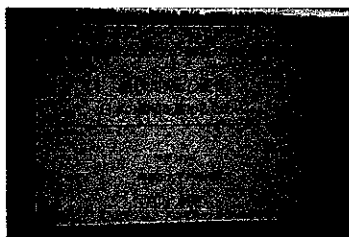
旅館の若旦那衆が中心になって起ち上げたプロジェクト。城崎でしか買えない本を出版している。イベント等も開催し、観光客のみならず、住民、作者等との交流も図っており、誘客促進やまちの活性化につながっている。

家賀再生プロジェクト（徳島県つるぎ町）

「家賀と藍をこよなく愛する家賀再生プロジェクト」

平成 30 年に地域の伝統農耕が「にし阿波の傾斜地農耕システム」として世界農業遺産に認定。伝統農耕を活かした「藍」栽培を復活し、集落の伝統や文化などの紹介を通じた、地域活性化や雇用創出を目的に事業に取り組んでいる。

基調講演



「過疎地域の使命」～日本の価値を高めるために～

《講師》宮口としみち氏（早稲田大学名誉教授・文学博士）

1. 富山で過疎シンポジウム開催の意義

大都市圏を除けがもっとも過疎地域の少ない県

現在の過疎指定は、南砺市、氷見市、朝日町の2市1町（今回の分科会会場）

第2次産業従事者比率は1位を堅持

県内就職率は愛知県に次いで第2位

経済県富山の人も過疎地域の素晴らしい取り組みを知り、日本全体に思いを馳せてほしい

2. 過疎法の歩み

最初の過疎地域対策緊急措置法は1970年

65年国調で急激な地方の人口減があらわに

農村には人口増はない

議員立法で10年の時限の過疎法が成立

償還の7割を地方交付税で補填する前例のない法律

かつ市町村の主体性が基本にある

その後10年ごとに振興特別措置法、活性化特別措置法と続く

道路・集会施設などハード整備だが対象は少しずつ拡大

地場産業施設、観光レクリエーション施設、下水道処理施設等も整備

“ヨーロッパには山に木がない。これを美しいと感じられるか”

第4次の自立促進特別措置法（2000）で過疎地域の枠割を議論

「過疎地域は単に困っているだけの地域ではない。美しい自然の中の人の営みは年々ない価値を持つ」

次の点で過疎地域の役割として共通理解を得る

① 多様で美しく風格のある国づくりへの寄与

② 国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割

③ 長寿高齢化社会の先駆けとしての役割

2010年には民主党政権下で自立促進法を6年拡充延長

このとき過疎債のソフト事業への充当の条文が生まれる

自民政権に戻りさらに過疎法は5年延長、2021年までとなる

3. 半世紀前に過疎法が生まれたことの現代的意義

2015年に国連サミットがSDGsという国際目標を採択

誰一人取り残さないという思想

日本の過疎法はこれに先立つこと45年

人口減少と財政力指数を基本的な指標とする

どの市町村も取り残さないという姿勢は世界でも極めて先進的

半世紀以上継続していることにも大きな価値が

新過疎法（2021年）のもとで誰一人取り残さない地域社会の構築を

4. 過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法成立の意義

名称に持続発展が使われたのはSDGsの時代の空気を反映か

格調高く過疎地域の価値に触れた全文あり、懇談会の提言をかなり反映

地域の発展は人がつくることが普遍化されたことの意義は大きい

5.目標は豊かな少数社会

最近の過疎地域の総人口は 9.3%、総面積は 63.2%に達する

かつては約 45%の土地に約 6%の人口、増加の主因は市町村合併の進行

「過疎地域は人口減少を嘆くのではなく、少数の人間が広大な空間と資源を活用する豊かな少数社会を目指すべき」

年経済の基盤は人の数と効率、自由競争で育ち淘汰も

年が成長を続けた時代は遠い昔、今や格差・貧困・孤独など不幸をも量産
少数社会では人と人が支え合っている状況を作ることが可能

パワーとスキルを持つ人の参入で新しい仕組みの創出が可能

多くの指標で日本という国の地盤沈下が目立つ時代

過疎地域で幸福感のある地域生活をつくるのがこの国の価値を高める

6.大都市にも小さな社会に関心を持つ人が増える

かなり前から地方への移住に関心を持つ人が増加

地域おこし協力隊や地域おこし企業人などの制度は完全に定着

起業や継業が多く生まれる

田舎の恋人間関係に感動する報告も

都会にない田舎の良さを取り上げた TV 番組も増える

情報のセンスも大都市と地方を上下の間隔で見た時代から大きく変化

7.豊かな少数社会への道

(1) 経済活性化のための基本認識

少数社会では効率的分業システムは成り立たない（都会の真似はダメ）

自然と地域資源の活用が人口減と高齢化で退化している現状

地産地消を軸に豊かな経済循環をつくり出すことを目指そう

起業だけでなく継業にも価値が

人材が場を得れば奮勇をふるって成功することも多い

(2) 地域社会の社会的活力を高めること

幸福感には地域社会の在り方が大きく反映

地域の居心地の良さをいかにつくるか

表彰地域にもいくつかの例が

和歌山県かつらぎ町天野の里の移住者と住民のいい関係

長野県羽根村は移住コーディネーターが新しい社会関係を誘導

岐阜県飛騨市のヒダスケは遠くの人のお手伝いで地域が盛り上がる

羽根村と飛騨市は行政が地域社会の活性化を誘導した好例

居心地の良さは安定のみでは不十分、交流による刺激で実感が

高知県津野町の森の巣箱は山間集落で宿泊施設・コンビニを運営

人と人のいい関係ができればいろんな大きさの地域社会があり得る

行政は人の情報をキャッチして人材をつなぐ必要あり

会話が行きかい付き合いのパワーが大きい状況が「にぎやかな過疎」

(3) 豊かな自然ももとより過疎地域の価値

わが国の緑あふれる自然がいかに豊かであるかを知ろう

基本は暖かい時期に雨が十分に降ること
 低い山々も樹木で覆われているのは低地の水田の生産力が極めて高かったから
 山とその下の農家と低地の水田のつくる風景がいかに美しいか
 過疎地域では自然をきめ細やかに利用した暮らしが維持されてきた
 美しい自然をツーリズムを含む経済活動に活用することは大きな課題

8.過疎地域の使命

過疎地域は経済成長・効率化の時代に条件不利地域として出現
 国の支援もあり土地に密着した暮らしを何とか維持してきた
 そこでは豊かな自然が保たれている
 いまや日本の多くの経済指標では相当以下に転落（世界 40 数順位）
 過疎地域は少しの支援で生き抜いてきた地域
 過疎地域が豊かな少数社会に置き換わるのが国への最大の貢献
 日本を隅々までしっかりした暮らしがある国に
 これこそ過疎地域の使命
 大きな物差しで日本が世界から敬意を払われるように

パネルディスカッション



「ウェルビーイング先進地域～多様な人材が創るこれからの地域社会～」

- ① 外の人をどう呼び込んだか
 地元の良さを生かす

地元の人の言葉で情報発信する

愛がない⇒無関心 人を巻き込む

呼び込みはどこでもやっている⇒伴走者として活動している

接着剤としての役割

田園回帰⇒手つかずの景色

② 外から来る人は必要か

地域の人気づかないことに気づくのがよそ者⇒外からの刺激が必要

大学生 2 人が 75 歳のおばあさんにインタビュー⇒心に変化が生じた

外部の人が来ることによって補完的役割が生じた

外の目が新たな気づきを感じさせる

③ 事業の継続性をどうするか

プライベートも大切にする⇒信頼関係の構築

地域おこし協力隊の役割をはっきりさせる⇒孤立させない

④ 世代循環をどうするか

代替わりを重視しない

世代の違いをどうサポートするか

空き店舗のリノベーションでチャレンジショップ⇒場の提供をサポート

新しいアイデアをサポートする

地元に愛情を持つこと

地元に誇りを持つこと

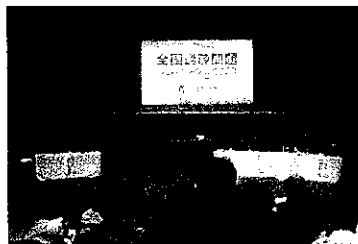
ハッピー⇒短期的な幸せ

ウェルビーイング⇒中長期的な幸せ

地域での暮らしを楽しむ

地域に誇りを持つ

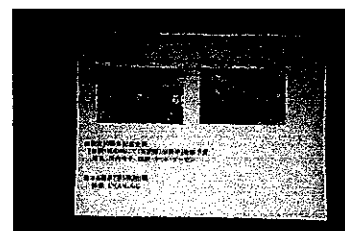
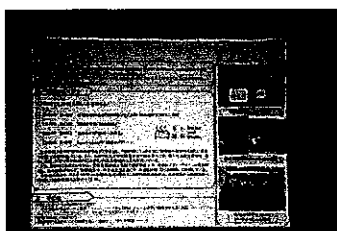
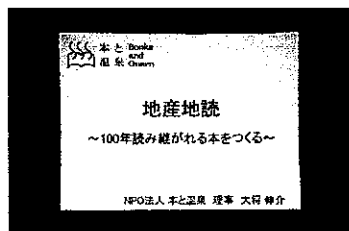
10 月 27 日 (金)



過疎地域持続的発展優良事例発表会

特定非営利法人 本と温泉 (兵庫県豊岡市)

「地産地読」



「本と温泉」は 2013 年の志賀直哉来湯 100 年を機に次なる 100 年の温泉地文学

を送り出すべく、城崎温泉にある旅館の若旦那衆が中心になって起ち上げたプロジェクトである。

これまで4弾を発行しているが、第1弾は温泉街を散策しながら読めるよう浴衣の袖に入る大きさを制作、第2弾は温泉に入浴しながら読めるように濡れても大丈夫な素材で制作、第3弾はカニの殻をイメージした色の本を制作、第4弾は音として思い出してほしいと音の出る素材で制作した。これまで7万部販売し、1億円の売り上げを記録している。

豊岡市は演劇に力を入れていることから、演劇関係者は市民と同額の120円で外湯に入れる。

情報発信は？⇒ロコミ

城崎温泉は有名なのになぜ本を？⇒客の波があるため安定した収入獲得が狙い

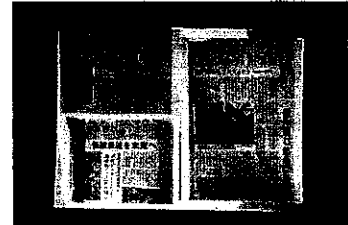
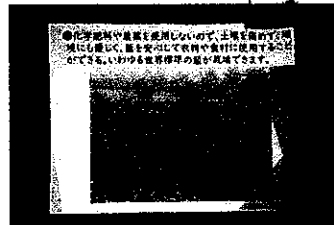
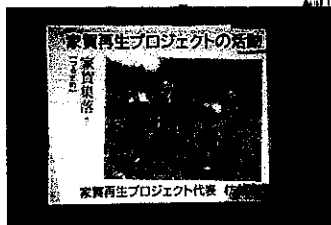
【総評】

名の通った人に執筆してもらえばよいのではないか

マスコミを上手く活用されたい

家賀再生プロジェクト（徳島県つるぎ町）

「家賀と藍をこよなく愛する家賀再生プロジェクト」



徳島県西部「にし阿波地域」の中でも、最大規模の家賀集落では、年々過疎化が進み、集落存続が危機的状況だったが、平成30年に地域の伝統農耕が世界農業遺産に登録されたことを契機に、地域外居住メンバー8人で「家賀再生プロジェクト」を立ち上げた。

89軒200人弱あった生産農家が43軒64人まで減少

藍は染物に使用するだけでなく藍をパウダー状にした「食べる藍」という珍しい品目は着目

藍食品は

シンガポールでチョコレートに藍を混ぜたものを製品化

カヤを肥料とし畑を中性土壌にしている

今では修学旅行生の受け入れも行っている

修学旅行生⇒少人数で宿泊させている（ホームステイ等2市2町で受け入れ）

地元の人との付き合い⇒教を乞う

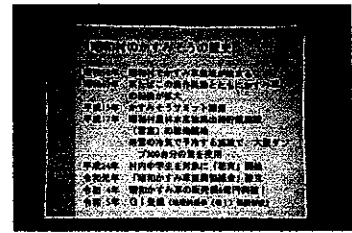
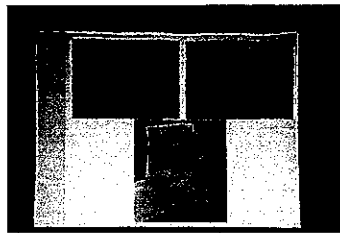
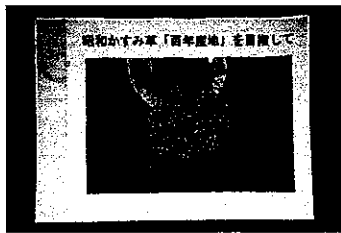
【総評】

生活に余裕がある人がやっている

収入はそれほど多くない

昭和村（福島県昭和村）

「夏秋期生産日本一の昭和かすみ草「百年産地」を目指して」



豪雪地帯という特性を活かして、夏季の保冷に雪を使用する「雪室」を整備したことで、カスミソウの品質確保・向上が可能となり、夏秋期の生産量日本一、国内生産シェアの6割を達成している。

村では過疎化・少子高齢化によるカスミソウ栽培の担い手確保が課題となっているが、インターンシップ事業による新規就農者の受け入れを行い、高い定着率を実現している。

カスミソウから作るからむしは現在10色生産

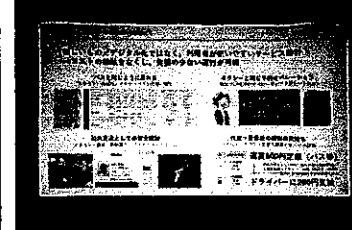
田の耕作放棄地をカスミソウ畑に転換（ただし適否はある）

【総評】

世間へのアピールが上手くいっている

朝日町 MaaS 実証実験推進協議会（富山県朝日町）

「気軽、手軽、みんなが助かる！ノッカル！」



持続可能な地域交通の確立が求められるなか、人も車も大切な地元の資源と捉え、住民の自家用車移送を活用し、同じ方向へ出かけた移動ニーズとのマッチングを図る「共助型マイカー乗り合い公共交通サービス」として取り組みを開始。

近くの人が近くの人を乗せていく

日本で初めての事業者との協力事業

できないことを考えるのではなく、できるように構築する

どう取り込んでいるか？⇒きっかけを作る

使ってもらう手法は？⇒粘り強く、トータルで公共交通を考える

単一サービスでは考えない

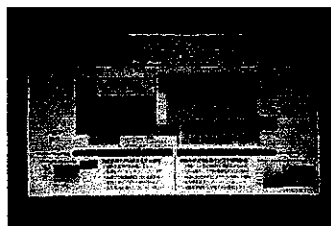
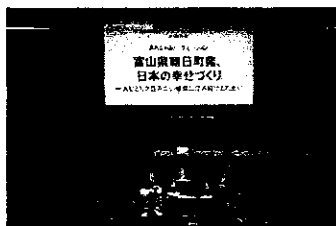
誰がアプローチする？⇒行政だけではダメ

【総評】

今できることをやる

隣町まで行くことは考えないこと

スペシャルトークセッション



「富山県朝日町発、日本の幸せづくり

～一人ひとりが住みたい場所に住み続けるために～」

朝日町から富山県をよくする

朝日町から日本をよくする

ライドシェアの検討（ウーバー型）

ドライバーに 200 円支払う

過疎地域の可能性⇒人とのつながり

富山県経済⇒日本で 5 位

経済的豊かさと幸せ感は違う

女性の流出が止まっていない

女性の流出は人口減少につながる

【感想】

「過疎地域が豊かな少数社会に置き換わることが国への最大の貢献」

志摩市は消滅可能性市町村に掲げられている。今回のシンポジウムに参加するにあたり、その前日に飛騨市の「ヒダスケ」を行政視察させていただいた。この取り組みで人口減少は抑えられないとのことであったが、関係人口の増加を図り、飛騨市に訪れていただける人を増やす試みや、人口減少や高齢化による担い手不足を補うための手立てとしてシステム構築をされていた。

シンポジウムで表彰された団体の取り組みも過疎でありながら、何とか過疎のまちおこしをしようと歴史背景や課題解決に向けた模索をしている。

「できないことを考えるのではなく、できるように構築する」

この考え方は、過疎でなくとも地方行政の根本として持ち続け、市民サービスにつなげる努力をすることが、過疎であっても豊かな少数社会に置き換わることにつながるのではないかと感じる。

決して容易なことではないが、あきらめることは許されない。

職員は元より議員や市民が知恵を出し合い、汗をかき、過疎でありながらも幸せ感を感じられる志摩市にしていく必要がある。

シンポジウムでは、過疎で暮らすことを嘆くのではなく、ポジティブに捉え、衰退した産業の復活や新たな取り組みへのチャレンジを訴えていたと感じた。



調査研究、研修、要請・陳情活動報告書

令和 5 年 11 月 24 日

志摩市議会議長 様

会 派 名	新風	代表者氏名 小河 光昭
年 月 日	令和 5 年 11 月 14 日 (火)	
時 間	13 時 00 分 ～ 15 時 00 分	
参加者氏名	小河光昭 下村卓也	
用 務 先	住 所	北海道室蘭市舟見町 1 丁目 156 番 3 号
	名 称	栽培水産試験場 (室蘭水産試験場)
目的・内容	11 月 14 日～16 日 (北海道 3 日間の視察) 志摩市では磯焼けが進み、アワビ・サザエの大幅な減少により海女漁は深刻な状態になっている。新たな取り組みとしてナマコの種苗放流を行いナマコの増殖ができないか、取り組む価値はあるのではと考える。漁業者自らが取り組むナマコの種苗生産から中間育成、放流の実績のある北海道の漁協の視察を計画。しかしながらナマコの生体については未知数であることから、まずは水産試験場にてナマコについて研修をおこないその後 3 漁協を視察することとした。 ①室蘭水産試験場 ②ひやま漁協 ③寿都町漁協 ④東しゃこたん漁協 目的：北海道の水産試験場の拠点として役割を担っている栽培水産試験場を訪問して、種苗生産、放流、管理等の視察研修を行い、衰退する志摩市の漁業に活路を見出す。 内容：ナマコの種苗生産、中間育成、放流について重点を置き、ナマコの生態系についてレクチャーを受ける。	

○栽培水産試験場の概要

北海道立総合研究機構 2010 年～ 地方独立行政法人

職員数 1,088 人（うち研究職 727 人）

分野の異なる研究機関の集合体

5 研究本部 21 機構（水産・森林・建築・農業・産業技術環境）

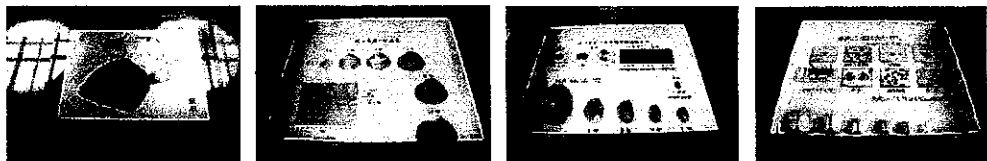
水産研究本部 7 水産試験場 3 調査船



○栽培水産試験場の役割

北海道全域の

- ・栽培漁業対象種の種苗生産と放流技術の開発
- ・海水養殖技術開発
- ・マツカワ（カレイ）種苗生産・放流効果・資源管理研究
- ・シシヤモの種苗生産・資源管理研究
- ・胆振・日高海域の毛ガニ等の資源評価・管理技術研究



成果・所感

○研修成果

北海道はイボの高いアオナマコであり、本州はアカナマコ・クロナマコ・アオナマコである。北海道と本州では生体に違いがあると思われる。

（北海道の漁獲時期は場所によっては多少違いがあるが 5 月～7 月で海水温が上ると動き出す。志摩地区の漁獲時期は 12 月～2 月で海水温が下がると動き出す。よって産卵時期も違うと思われる。）

ナマコの種苗生産は、どの地区、漁業者でもできるようにマニュアル化されている。

採卵 6 月→着底稚仔放流 7 月～8 月（ほぼ目で見えない。）

当歳種苗放流 8 月～12 月（大きさはまちまちだが目で確認できる。）

越冬種苗放流 3 月～7 月

大型種苗放流の方が残留率が高いことが分かっているが、大型にするほど飼育コストが高くなるため、現在では着底稚仔放流が投資効率が良いため、着底稚仔放流を進めている。着底稚仔まで飼育の生残率は約 50%、20mm まで飼育した場合は約 1%になると予想される。

現在、大型種苗の効率的な生産技術を研究しているようです。

水温については 5℃～25℃であれば問題はないが、10℃～20℃付近が適水温である。

ナマコの成長に要する時間は不明であるが 300g の大きさになるまではかなりの年数がかかりそうです。寿命に関しても不明ですが、放流調査で 12 歳の個体が確認されています。

ナマコは海底に堆積した植物プランクトンや他生物の糞等の有機物を海底の砂や泥と一緒に摂餌している。現在では養殖用の餌が販売されている。1kg 単価 2,000 円。

ナマコ为天敵に関しては小型の個体の時にヤドカリ、カニ、カレイに食べられますが、40mmを超えると食害被害は減少するようです。

ナマコの縮小に関しては 600 g の個体が 150 g まで縮小したことが確認されているため体重の変化はあります。

ナマコの移動に関しては、3 年間で 2.5km 移動したことが追跡調査で確認されていました。

ナマコの生産に関しては、親ナマコのサイズによっても変動しますが、一個体で 100～500 万粒程度産卵する。親ナマコ 1 匹から採卵し、着底稚仔まで飼育した場合 50～200 万個体、20mm 種苗まで飼育すると 1～5 万個体生産できます。着底稚仔 1 個 1 円、20mm1 個 30 円、30mm1 個 60 円、10mm 大きくするのにかなりのコストがかかることが理解できます。

港内等での中間育成の方法は、育成籠の海底設置と海面からの垂下式の 2 通りが考えられる。注意点としてはどちらもナマコの種苗が抜け出さない目合のものをを用いること。(中間育成の方法や事例もナマコ資源放流マニュアルに記載)

所感等については 3 漁協のナマコ種苗生産、中間育成、放流事業の報告の後にまとめて記載します。

調査研究、研修、要請・陳情活動報告書



令和 5 年 11 月 24 日

志摩市議会議長 様

会 派 名	新風		代表者氏名 小河 光昭
年 月 日	令和 5 年 11 月 15 日 (水) ひやま漁協 令和 5 年 11 月 16 日 (木) 寿都町漁協 令和 5 年 11 月 16 日 (木) 東しゃこたん漁協		
時 間	9 時 00 分 ～ 11 時 00 分 ひやま漁協 8 時 50 分 ～ 10 時 00 分 寿都町漁協 14 時 00 分 ～ 15 時 00 分 東しゃこたん漁協		
参加者氏名	小河光昭 下村卓也		
用 務 先	住 所	北海道爾志郡乙部町字町 520 番 北海道寿都郡寿都町字大磯町 20 番 北海道古平郡古平町大字入船町 14 番	
	名 称	ひやま漁業協同組合 乙部支所ナマコ協議会 寿都町漁協協同組合 東しゃこたん協同組合	
目的・内容	目的：各漁港内でのナマコ中間養殖、増養殖の取組みを研修し、志摩市内の港内、英虞湾でのナマコの増養殖に繋げる。また、各漁協の漁業者が取り組んでいる水産物の加工販売、漁協直売所の取組みを研究し、本市での取組みの参考とする。 内容：ひやま漁協乙部支所ナマコ協議会では、平成 29 年から取り組んでいる港内でのナマコ中間育成と放流事業について研究、また港内でのナマコ増殖のため、港内の水質改良の取組みとして行った海水交換施設の視察を行った。また、ナマコ協議会の取組み、海産物の加工販売についての聞き取りを行った。 寿都町漁協では、環境の変化等で漁獲量の低迷が続き、漁協の経営も厳しい状態が続いていることから、漁協、漁業者が計画（浜プラン）を立てて、補助事業等で改善を進めている。令和元年に開始した浜プランも最終年の 5 年目を迎えている中、寿都町漁協の事業は成功事例ではなく、むしろ失敗事例といえる。失敗事例を学ぶことで参考になることも多々あると感じ、現地に於て聞き取りを行った。 東しゃこたん漁協では、港内でのナマコ放流事業について関係者の聞き取りを行った。		

(現状や事業効果)

○ひやま漁協乙部支所ナマコ協議会

地区の主要魚種（イカ・スケソウダラ）の漁獲減となるなかで、漁港水域や周辺に生息するナマコに着目して平成 21 年より全組合員によるナマコ振興協議会を設立した。協議会メンバーは 2 地区で 117 人だったが、現在は 56 人まで減少し高齢化も進んでいる。

平成 25 年より荷捌き所の一部を利用してナマコ種苗生産を始めた。平成 27 年には町の補助を得て、タンク等の種苗生産資材を購入し事業を本格化し、種苗生産した着底サイズのナマコを港内にて垂下式で中間育成を行い 20mm～40mm で港外へ放流を行っている。また、港内海底には海藻くん等のナマコ育成施設を設置してナマコの増加に取り組んでいる。

隣の地区の港内では、国の推進事業を活用して水質改善のための海水交換施設を設置した。現在は放流したナマコが工事の時の振動等により港外に移動したようで、この地区での増殖事業はこれからの取組みとなる。

種苗生産個数は 1 回で 100 万個以上は可能であるが、生存率や大き目のサイズにするため現在は 30 万個～50 万個で行っている。

乙部地区でのナマコ採卵時期は 7 月～9 月、約 2 週間後採苗して中間育成を 1 年間行い、ダイバーにて放流を行っている。採取に関しては個人で船の上からの作業とダイバーに依頼して採取を行っている。漁獲制限もあり 1 人 250kg となっている。港内でのナマコ採取は年 1 回で、一人当たりの割り当ては経費を引いて 75 万円～85 万円である。

ひやま漁協全体で 1 年間のナマコ漁獲高は約 70 トンで、うち乙部地区は 15 トン～16 トンである。

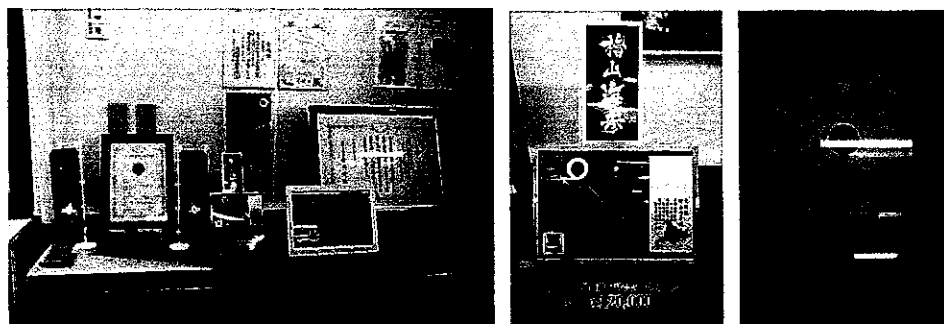
乙部地区によるナマコ水揚げ量は減少傾向にあったが、令和 4 年から下げ止まりとなり約 5 年～7 年でこの事業の成果が出始めた。

事業は順調であるが、今後の課題としては、協議会メンバーの高齢化の問題と密漁対策がある。また現在の中国との関係も大きな問題である。



加工販売の取組みについても乾燥ナマコのブランド化で成果を上げている。檜山産干しなまこは「檜山海参」の登録商標で、200g1 箱 12 万円で販売されている。それでも店頭で置くと即完売するが、購入者は中国人が多い。この「檜山海参」は、中国でも商標登録をしており、第 58 回農林水産祭で特に優秀と認められ表彰を受けている。

特定農林水産物等登録証、日本地理的表示 G1 登録、明治神宮の新嘗祭に奉納を認められています。他の加工品においても販売成果を上げています。



○寿都町漁協

港内にナマコ礁（コンクリート製）設置して、一般漁場で漁獲したナマコのうち規格外（130g 未満）や傷ついたナマコの放流を行っている。この地区のナマコ採取漁法は底引きを行うため、傷ついたナマコがかなりあるとのこと。漁業者の減少と高齢化により新たな取り組みはできないことから、漁獲した一部を港内に放流する取組みのみとなっている。また、港内でのウニ養殖も取り組んでいましたが、作業員の高齢化や養殖場所等でウニの実入りが良くないことから止めてしまったとのこと。現在のナマコ漁、港外は一人 800kg の制限で取組み、港内は 1 回 4 人～5 人で船上からの作業を年 7 回～8 回行っている。課題としてはひやま漁協と全く同じである。



漁協直売所（すつつ浜直売所）を補助事業で設置したが、コロナの影響もあり売り上げ減少で現在は休止状態となっていた。この施設の運営に電気代だけで月 140 万円必要とのこと、補助事業ですので廃業することもできず、今後の課題となっている。また、町が建設したニセコ町でのアンテナショップでも漁協の直売所として運営していましたが業績悪化で撤退をしたそうです。

○東しゃこたん漁協

平成 26 年度から漁港内にナマコの種苗放流と一般漁場で漁獲された規格外のナマコを港内に放流している。現在も約 20mm の稚ナマコを年 5 千個～1 万個購入（30 円／個）して放流を行っている。

漁獲時期は 1 月～4 月で船上からの採取、令和 2 年約 19 トン、令和 3 年約 26 トン、令和 4 年約 25 トンで漁獲量は安定している。港内の採取に関しても 1 回 14 人程度で 2 時間～3 時間の作業行い、令和 3 年は 194kg、令和 4 年は 210kg の漁獲であった。現時点ではナマコの減少はあまり感じてなく、港内では増加傾向にあると思われる。船上からの採取のみですので深みのナマコの採取をしていないことも増加の要因だと思われる。

この地区の課題も密漁対策でした。



（本市に導入できること）

ナマコ生体の研修と現地視察で、漁業者によるナマコの種苗生産も可能であると感じた。現在の志摩市における磯焼けは深刻な状態にあり、アワビの漁獲はほぼ期待できず、サザエの漁獲も大きく減少していくことが予想されます。また、磯の回復見込みも見えないことから、新しい収入源としてナマコの増殖に取り組む価値はあると感じた。ナマコの種苗生産、中間育成を行い市内の各漁港内にアカナマコの放流、英虞湾にはアオナマコの放流を行い、ナマコの増産に取り組んではいかがか。結果が出るまで時間はかかると思いますが取り

組む価値はあると思います。

(本市に導入した場合の課題)

ナマコの種苗生産は、漁業者でもできると感じていますが、最初は専門家の指導が必要です。また、種苗生産、中間育成でも資材の購入が必要となることから財源の問題と生産施設にも課題があります。

北海道のナマコと志摩地域のナマコにどのような違いがあるのかも調査が必要です。

(今後の検討)

- ・この地域のアカナマコ、アオナマコの習性を把握して、採卵時期の特定
- ・採苗、中間育成の年次計画を作成
- ・作業場の確認
- ・中間育成の場所の確保 等

ナマコの増殖については、取り組める地区を選定して、できることから取り組んで行くことが望ましい。水産研究所との連携や行政に何を求めていくかも検討課題と考える。



(その他)

漁協、漁業者による加工販売、直売所の成功事例と失敗事例の視察も行ったが、この取り組みは、加工品、販売魚貝類等のニーズ調査をしっかりと行い、慎重に取り組んでいかないとダメだと感じた。

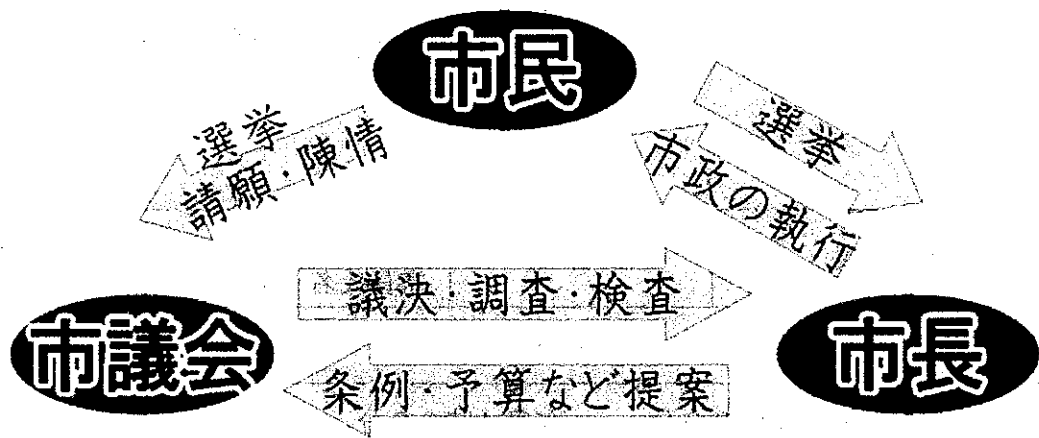
調査研究、研修、要請・陳情活動報告書



令和 6 年 2 月 19 日

志摩市議会議長 様	報 告 者	会 派 名 新風 議員氏名 小河 光昭	
年 月 日	令和 6 年 2 月 16 日 (金)		
時 間	午後 1 時 30 分 ～ 午後 4 時 00 分		
参加者氏名	下村卓也		
用 務 先	住 所	〒517-0022 鳥羽市大明東町 1-7	
	名 称	鳥羽商工会議所 中会議室	
目的・内容	目的：自治体議会特別セミナー in 鳥羽への参加 志摩市議会基本条例制定において、今回の主催者である高沖秀宣先生の指導、助言は極めて有意義なものであった。条例制定後の志摩市議会の今後の方向性や現状の課題抽出等の参考とするため受講する。 内容：議員の資質向上と議会運営の基本 (プログラム) 1 議員の資質向上の在り方 2 「二元代表制」における議会活動 3 議会運営の基本と一般質問 4 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案 講師：自治体議会研究所 代表 高沖秀宣		
成果・所感	志摩市議会基本条例作成において、ご指導いただいた高沖秀宣先生の「議員の資質向上と議会運営の基本」をテーマとしたセミナーに参加した。参加者は鳥羽市議会と志摩市議会の議員がそれぞれ 1 人しかいなかったことから、講師を含めて 3 人の寂しいセミナーであったが、少人数のためそれぞれの議会の状況や、自身の議員活動と議員としての意見を議会の意見とするためにはどうすればよいかといったことを個々人に合ったアドバイス等をしていただいた。また、志摩市議会基本条例の初版案と最終版を見ていただき、感想と今後の進め方についてのアドバイスもいただいた。 講義内容等は以下のとおり。 「議員の資質向上と議会運営の基本」 1. 議会の役割・機能 2023 年 5 月に地方自治法でも「議会は議事機関」と明確に規定された。 議事機関 ⇒ 審議・熟議する 長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能 二元代表制 ⇒ 議会と長が相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方		

※ 志摩市ホームページには以下のようになっており修正すべきとの指導があった。



上記の図式には「議決」となっているが「議事」と修正すべきである。

また、この図式には市議会から市民へ方向がなく「民意の反映」を記載すべきである。

議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。

2. 議会運営の基本

「二元代表制」

国会は機関協調主義、地方自治は機関競争（対立）主義である。

議会は、首長の追認機関ではない！

議会は、首長とは、立場や役割が異なる ⇒ 二元代表制の意義

※ 志摩市議会基本条例の前文にもこの二元代表制が明記されており、そのことを踏まえた議会運営が求められる。

3. 議員力・議会力の強化

加須市議会基本条例には議会力と議員力が定義で明記されている。

政策立案・政策提言を議員間で共有できるか？

一人の議員の意見は、議会の意見ではない。

⇒「機関としての議会」が実現されているか？

⇒「二元代表制」が実践されているか？

※ 議会力を高めるためにも会派は必要である。

4. 監視機能の強化

議員の一般質問から議会の政策提案へ

一人の議員の政策提案を議会からの政策提案にする。

政策討論会を積極的に行うことが求められる。

一人の議員の問題提起を委員会の所管事務調査にする。

- 一般質問を議会の活性化に繋げ、政策提案に結びつける
- 一般質問のレベルを上げることで、議員力・議会力のアップへ

5.政策提案・政策提言機能の強化

奥州市議会では、政策立案等に関するガイドラインが定められている。

政策立案…市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例案を議会に提案すること。

政策提言…市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を提言書としてまとめ、市長等に対し、この提言書の提出をもって提案とすること。

※ 志摩市議会においては、政策提言しか実施できていない。

6.通年制議会

市長が提出する議案などを、年間を通して審議することができるため、市長の専決処分を必要最小限に抑制することができる。

鳥羽市…会期：5月1日～4月30日

三重県…会期：1月中旬～12月下旬

(休会中があるため、休会中の事件に対応できない。)

通年議会とするならば、鳥羽市の会期設定を見本とすべきである。

これからの議会は通年制議会に移行すべきである。

7.ポストコロナ時代の議会運営

議事機関としての機能は維持すべき

多様性のある議会

オンラインによる委員会の開催

志摩市議会は委員会条例を改正しオンライン委員会ができるようになっている。

オンラインによる本会議の開催

総務省の矛盾あり ⇒ 一般質問のみ可、ただし本会議欠席扱いとする。

覆面議員の対応の検討が必要

議員政治倫理に関する条例の制定

審査会を設置する場合、委員は議員以外の第三者から選出すべき。

政務活動費は果たして必要か？

政務活動費は充実させるべきである。

政務活動費は、まずは調査研究費で使用すべき。

使用した成果を市民に届けることが重要である。

※ 志摩市議会基本条例は、及第点は取れている。今後の議会改革を進める上でも、よりしっかりとした議会運営ができるよう改正していくことが望まれる。



調査研究、研修、要請・陳情活動報告書

令和 6 年 2 月 26 日

志摩市議会議長 様	報 告 者	会 派 名 新風 議員氏名 小河 光昭	
年 月 日	令和 6 年 2 月 22 日 (木)		
時 間	午前 10 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分		
参加者氏名	下村卓也		
用 務 先	住 所	〒170-0013 京都豊島区東池袋 1-42-8	
	名 称	第一イン池袋「アゼリア」	
目的・内容	目的：株式会社 廣瀬行政研究所主催のセミナーへの参加 志摩市議会基本条例を今年度制定したが、今後この条例を基にどのような議会改革が必要かを研究していくことが求められる。そのため、数字で見る議会改革の効果検証と今後の方向性のテーマは受講に値すると考える。また、予算・決算審議において、予算の修正は極めて困難であると考え、代替的手法の講義もあることから受講に値すると考える。このことから、セミナーに参加し知識を高める。 内容：議員・職員のための議会改革と効果的な予算・決算審議手法 ～数字で見る議会改革の効果検証と今後の方向性～ ～効果的な予算・決算の審議手法を考える～ 講師：廣瀬和彦 (株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事		
成果・所感	志摩市議会基本条例を制定したが、その条例の改正も含めその条例をどのように活用し、議会改革に役立てていけばよいのかを全国的な議会の在り方を数字で学び、今後の議会改革がされる方向性についての講義を午前の部で受けた。また、午後の部では、効果的な予算・決算審議における質疑の着目点や予算修正の仕方についての手法について講義を受けた。 題目「議員・職員のための議会改革と効果的な予算・決算審議手法」 講師「廣瀬和彦」(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 (元全国市議会議長会法制参事) (午前の部) 参加者：8名 (内リモート参加者1名) ～数字で見る議会改革の効果検証と今後の方向性～ 1. 議会改革		

(1) 目的

議会改革の目的は、議会が有する機能、権限を強化・充実するため。

議会基本条例を制定しても内情と合わないことが多い。

条例の見直しや条例に基づく活動が求められる。

(2) 議会の権限との関係

議会は、議事機関・監視機関・立法機関・代表機関としての権限を有している。

執行行政が適正に行われているかをチェックするためには、一般質問は大切である。

課題、問題解決のために政策提言、政策条例を出せているか。付帯決議、修正案を提出しているか。

(3) 主要論点

住民に開かれた議会か。

常任委員会等が放映されているか。議会だよりのみに頼っていないか。

議員間討議（自由討議）の充実がなされているか。

議員の発言が言いっぱなしになっていないか。

専門的知見の活用・公聴会・参考人の活用がなされているか。

公聴会はほとんど実施されていない。

(4) 制定状況と改革度ランキング

議会基本条例の制定は5万人未満の市では4分の3程度が制定している。

制定しただけの市が多く、形骸化している。

2. 課題

① 住民に開かれた議会

委員会等の中継、会議録のホームページ上での公開が進んでいない。

議会基本条例の制定、本会議のネット生中継と録画中継は進んでいるが、常任委員会や特別委員会、議会運営委員会の中継は進んでいない。

全て中継するのではなく、内容によって中継しないことの判断は必要である。

会議録の作成が事務局職員の事務作業として重くのしかかっているか。

音声認識システムの導入を進めるべきである。

タブレット導入に伴う質問等における本会議場等のスクリーンへの映写はそれほど進んでいない。

議員の説明用スクリーン・パネルは導入すべきである。

② 市民参加による議会

議会報告会・意見交換会の開催が効果をあげているか。

参加者の減少、属性の偏在化、少数のクレーマーの場となることが多い。

議会報告会は行政報告会があれば執行権のない議会報告会に来る意味は薄いため、参加者の増加にはつながりにくい。

テーマを決めた意見交換会に変更しているところが増えているが、一部の利害関係者のための意見交換会とならないよう注意する必要がある。

議会モニターやパブリックコメントの活用、住民アンケートの実施が不十分。

議会に関心を持ってもらうための一つの手法である。

子ども議会や女性議会、模擬議会の開催が少ない。

開催により、女性議員の増加につながった事例もある。

住民に開かれた義骸の処方箋

委員会の原則公開及びインターネットによる生中継・録画中継・委員会会議録の公開と検索ができるよう整備すること。(協議等の場も同様)

③ 政策立案機能の充実

議員提案条例の提出数、予算等に対する修正可決の状況が極めて少ない。

議員の資質向上と議会事務局職員の増員や外部の知見活用が求められるが、改善されていない。

議会事務局職員数は平成 26 年中からほとんど変わっていない。

市長提出原案に対する原案可決率が圧倒的に高い。

原案可決率は 99.3%である。

二代表制としての役割を果たしていない。

与野党の感覚が強いのではないか。(市議会議員の認識誤りである。)

予算審議における修正がほとんどされていない。

決算審議における付帯決議がほとんどされていない。

決算審議においては、付帯決議を付けるべきである。

常任委員会の所管事務調査、閉会中の継続調査が活用されていない。

政策立案機能への処方箋

執行機関の職員定数の一環としての議会事務局職員数ではなく、議会独自の職員数条例を規定し、議長が議会事務局職員の任免権を有することから、議会独自による採用を考えること。

志摩市議会基本条例作成において、議会事務局の体制整備の条項で、「議長は、法第 138 条第 5 項の規定に基づく任免権を行使する場合において、議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。」という条文が市長の反対意見を反映して削除された。この条文は地方自治法に定められた規定であり、市長は条例に記載することに反対する権利を有していないとのアドバイスを受けた。条例改正をして追記すべきであり、反対した市長はこの条文の理解をしていないとの見解であった。議会事務局職員数の充実を図るため、独自に議会事務局職員数を規定しても市長が予算を付けないことはあり得、違法ではないことから、条例の有効性には疑問が残る。

④ 監視機能の強化

一般質問が事業の取組状況や今後の方針、考え方を確認する質問が主になっていないか。

議会、議員としての調査研究活動が不足している恐れがある。

一般質問を議員一人のものから議会のものへ昇華したり、執行機関の答弁によっては所管事務調査の対象としているとは言い難い。

地方自治法第 98 条第 1 項の事務検査権、第 98 条第 2 項の監査請求権、第 100

条の調査権が十分に活用されているとは言い難い。

執行機関の反問権に十分に対応しきれているとは言えない。

反問権は規定しても執行部が行使する例は少ない。質問の趣旨確認がほとんどである。

反問された時の議員の理論武装が脆弱である。

事務事業評価を活用しているとは言い難い。

事務事業評価に多くの時間と労力を有することから、施策評価に移行してきている。

反問権における処方箋

特定の議員に対する感情的な意味での反問権の行使がなされやすい。

議長による議事整理権を行使し防止する。

議員による答弁にあたり明確な回答がなされづらい。

反問権行使の事前通告や聞き取りを求めた方がよい。

単なる水掛け論に終始し、相手の考えを尊重するという雰囲気にならない。

相手を批判・中傷する場ではなく異なる意見の開陳の場で相手の意見をお互いが尊重する度量を持つ必要がある。

⑤ 議員間討議（自由討議）の充実

議員間討議の規定を設けているところは非常に増加したが、実際に実施しているところは少なく十分活用しているとは言い難い。

論点、争点の明示がなされているとは言えない。

議員間討議の対象が市長提出の議案、請願・陳情に偏ってしまっていないか。

議員間討議を行った成果物が具体的に出されているか。

議員間（自由）討議を議会基本条例で規定しているところは多い。

5万人未満の市では約70%で規定している。しかし、実施状況は35%程度にとどまっている。

議員間討議は所管事務調査で行うことが望ましい。

議員間討議における処方箋

論点や争点を明確にすること。

単なる意見の表明だけの場としないこと。

相手の意見や考えを批判するのではなく、尊重しながら互譲し合意形成を図ること。

議長又は委員長は議員間討議では議事の交通整理だけを求められているわけではなく、ファシリテーターの役割を果たすこと。

⑥ 専門的知見の活用・公聴会・参考人の活用

専門的知見の活用や公聴会、参考人による学識経験者の知見を活用するという取り組みが極めて少ない。

大学等との協定を含めた取り組みが少ない。

大学は安価で活用できるので検討されたい。

専門的知見等の活用への処方箋

専門的知見等の活用は、本来は執行機関に設置することが可能な審議会の

ように、学識経験者等で構成された会議体での調査・答申を求めるものであり、第三者の意見として議会として活用すべきものであること。
参考人は、請願・陳情の審査のために使われることが多いが、所管事務調査や議案の審査等でも活用すべきものであること。

議会基本条例は制定がゴールではない。その条例に基づきしっかりとした活動ができているか。議会改革を進める上において条例改正を常に行う姿勢が大切であり、毎年チェックを行い改正できる体制をとっている議会もある。



(午後の部)

参加者：20名（内リモート参加者6名）

～効果的な予算・決算の審議手法を考える～

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル

総務省が各自治体の決算カードを公表しているので、それをチェックすること。
長期比較すると違いが分かりやすいのでその方が望ましい。

2. 予算審議における留意点

(1) 意義

意義：地方公共団体の一定期間（会計年度）における収入支出の見積もりをいう。

目的：地方公共団体の行政を計画的・効率的かつ民主的に推進していくため
住民の負担等によって確保された財源を住民の意思を反映させつつど
のように支出していくかということを明らかにしたもの。

法令上の根拠：予算を定めること。

(2) 目的

①政治的機能：首長へのコントロール

②行政管理機能：自治体のロードマップ

③経済的機能：所得再配分機能（国による所得格差の緩和）

経済安定化機能（国による裁量的財政政策・景気の自動安定化）

資源配分機能（自治体による地方公共財の供給）

(3) 予算の種類

当初予算；毎会計年度調整される予算

補正予算：既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調整さ

れる予算

暫定予算：当初予算が年度開始前に議決されない場合等に必要に応じて、一会計年度のうち一定期間に係るものとして調整される予算

(4) 提案権・議決権・州政権

予算提案権：予算提案権は市長のみ有する。

予算議決権：議会が権限を有する。

予算修正権：減額修正に制限はないが、総額修正には制約あり。

(5) 予算に対する再議

再議の種類

予算の議決について意義があるとき（法第 176 条第 1 項再議）

予算の議決がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認める
とき（法第 176 条第 4 項再議）

法令により負担する経費等を削除し又は減額する議決をしたとき（法第 177
条第 1 項第 1 号再議）

非常の災害による応急経費等を削除し又は減額する議決をしたとき（法第 177
条第 1 項第 2 号再議）

再議後の取扱い

法第 176 条第 1 項再議：出席議員の 3 分の 2 以上の議決で確定

法第 176 条第 4 項再議：議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令
若しくは会議規則に違反すると認めるときは審査請
求・出訴が可能

法第 177 条第 1 項第 1 号再議：再度削除又は減額した場合、原案執行が可能
（市長は議会を解散させることができる。）

法第 177 条第 1 項第 2 号再議：再度削除又は減額した場合、不信任決議とみな
すことが可能

(6) 予算審議手法

①本会議で審議する。

②主たる委員会に付託し、関係委員会と連合審査会を開き審査する。

③予算特別委員会を設置・付託し、各常任委員会を分科会として審査する。

④予算常任委員会を設置・付託し、各常任委員会を分科会として審査する。

⑤各常任委員会に分割付託し審査する。違法のため止めるべき。

(7) 予算の審議方法

①予算常任委員会

志摩市が採用している予算決算常任委員会を設置・付託しているのは、5 万人
以下の市では約 20%である。この方法が望ましいとの見解であった。

②予算特別委員会

段々と常任委員会に移行してきている。

(8) 特別委員会の性質

① 2 以上の常任委員会の所管に関係のある議案を審査するとき

② 1 つの常任委員会の所管に属する議案であっても重要な議案を審査するとき

設置

③付託事件の性格は毎年度生ずるものでないこと

(9) 分割付託

①行政実例昭和 29 年 9 月 3 日

1 議案を 2 以上の委員会に付託すべきものではない。

予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、2 以上の委員会で分割審査すべきものではない。

②議案不可分の原則（議案一帯の原則）

議案は一体であって分けることができない。

③分割付託の長所、短所

長所：各常任委員会で詳細に審査できる。

短所：議案一帯の原則に反する。

④分割付託時における修正

修正をかけられない場合は、原案に可決の態度を表明する討論において修正の意思がある旨を表示して可決に回るしかない。

⑤分割付託時における各委員会の意思の違いに伴う問題点

各常任委員会の議決が、可決、否決、継続審査に別れる可能性がある。

⑥分割付託を取らざるを得なかった理由

平成 12 年の地方自治法改正で人口段階別に常任委員会の設置数の制限が設けられていたこと。

平成 18 年の地方自治法改正まで 1 人 1 常任委員会しか所属できず、さらに必ず 1 人 1 常任委員会に所属することが義務付けられていたこと。

予算に全議員が関りを持ちたいと考えたこと。

(10) 分割付託からの今後の方向性

予算の常任委員会又は特別委員会を設置し予算案を付託するかどうか。

⇒常任委員会と特別委員会の違いを考えること。

予算委員会のもとに分科会を設置するかどうか。

⇒分科会の必要性を考えること。

予算委員会の定数を何人とするかどうか。

⇒全議員で構成するかどうかを考えること。

予算委員会の所管をどうするか。

⇒予算案だけとするのか関連議案を含むのか考えること。

(11) 予算・決算委員会として求められる活動

3 月定例会又は補正予算提案定例会・9 月定例会

閉会中及び当初予算・補正予算・決算が提案されない開会中

2. 予算審議での活用手法

(1) 予算編成過程への関与

議会は市長に対して予算編成過程の資料を要求することはできても市長は提出する必要がない。

(2) 予算委員会と正副議長の取扱い

地方自治法上、委員会に議長・副議長が就任することを禁止する明文なし。また標準委員会条例でも禁止規定なし。

しかし、議長・副議長は中立・公平の立場で議事運営を円滑につかさどることが求められていることから、委員として案件に対し可否を表明することは中立公平性を害する恐れあり。

(3) 正副議長・監査委員との予算・決算委員兼務の論点

議長：中立公平を旨とする議長が一委員として予算案・決算案に態度を表明するのは中立公平性を害する行為ではないのか。

⇒態度表明はすべきではない。

副議長：議長と同じく中立公平性の観点からの問題。ただし、一方で副議長固有の権限は特になく、議長が欠員又は事故の場合以外は一議員と何ら変わりがないので制約を科するのはいかなものか。

⇒態度表明をしても差し支えない。

監査委員：執行機関の一員として監査を行い、議員として決算審議を行うのは法的に問題がなくても問題ではないか。監査委員として決算審議で指摘するのはいかなのか。

⇒監査で知り得た情報を基に質疑することはできないが、それ以外
のことで質疑することは問題ない。質疑を全て禁じることは適当
でない。改正すべきである。

(4) 予算委員会の所管

当初予算と補正予算に限定⇒予算委員会として機能する。

予算とそれに関連する議案⇒各常任委員会が形骸化してしまう。

4. 予算に対する修正と限界

(1) 修正の種類

減額修正：特に問題とならない。

増額修正：市長の提出権限を侵すことができない。市長が認めなければ無効。

(2) 増額修正の種類

予算を増額する場合

予算の増額を修正せずに科目の相互間で増減額を行う場合

(3) 法第 97 条の解釈

当該予算の趣旨を損なうような増額修正をすることは、市長の発案権の侵害となることを指す。

(4) 補正予算の修正留意

補正予算の増額修正留意点

規定予算のうち補正の対象とされていない部分については修正することができない。

補正予算に関する部分のみが増額修正の対象。

市長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい。

(5) 予算を伴う議案の提出にあたっての留意点

特段の措置は必要ない。⇒市長は議案が可決されても法的な義務はない。

議会は市長とあらかじめ予算措置について協議する必要がある。

(6) 修正の動議の対象

修正は款項のみであるが、目節を中心とした事項別明細書を同時に提出しなければ分からないため、提出の必要がある。

(7) 修正の動議の提出時期

本会議で予算の提案理由説明後に、議長に対し議員が修正の動議を提出する場合あり。

本会議における修正の動議は委員会審査終了後、委員長報告後、討論開始前までに提出することとされている。

5. 予算に対する修正以外の意思手法

(1) 予算組替動議

予算組み替えの動議とは、議員の求める修正事項について、市長がこれを認めて予算を再提出することを求める動議をいう。

予算に対する修正が複雑な内容や多岐にわたる内容であり、議会事務局が限られた会期日数において作成することが困難な場合に活用する。

(2) 予算組替えの動議の要件と形式

提出要件：会議規則第 16 条における一般的な動議の提出要件で足り、発議者のほかに数人の賛成者を必要とする。

形式：議員が修正を求めるべき事項を列記する。

市長に予算を撤回し予算を修正して再提出する旨を記載する。

(3) 予算組替え動議の効果と長の対応

予算組替えの動議が可決されても、市長は法的に何らの措置をとる必要はない。動議に対してどうするかは市長の判断次第。

(4) 予算組替えの動議と修正の動議の相違

形式：修正動議は本案に溶け込む形式、組み替え動議は特になし。

効果：修正動議は法的効果あり、組み替え動議は法的効果なし。

提出要件：修正動議は議員定数の 12 分の 1 以上、組み替え動議は 2 人以上の賛成者。

(5) 予算に対する附帯決議等

予算に対する附帯決議とは可決又は修正決議した案件に対する委員会の要望、執行上の留意事項を議決でまとめたものをいう。

附帯決議案は案件に附帯、附随したものであるため、議決案は独立して議題となるが、附帯決議は附帯の対象となった案件が可決された後で議題となる。

(6) 附帯決議可決後の処理

当該附帯決議に対して市長がどう対応するかというのを文書又は口頭で回答させる必要がる。

議会としては、附帯決議についての執行機関の対応措置を逐次追跡し、附帯決議の内容の実現に努力する義務がある。

6. 予算への効果的な質疑

①市長の予算編成方針に沿った健全な予算の組み立てがなされているか。

- ②形式的に歳入歳出のバランスが合っているにもかかわらず空財源を見込んでいないか、
- ③事業目的の緊要度の順位が間違っていないか。
- ④住民の請願・陳情、議員の質問・質疑をどれほど検討し反映しているか。
- ⑤単価の積算の基礎が正確か、事業費の積み上げが正確になされているか。
- ⑥経済効果の低いものが見込まれていないか。
- ⑦不要不急のものがないか。
- ⑧重点施策、他の計画、関係施策との整合性が明らかか。
- ⑨民間や他のセクターで実施できないか。(PFI や PPP 等の活用が可能か)
- ⑩新規事業を拡充するために廃止縮小した事業はどのようなものか。
- ⑪事業の見直し時期が明らかになっているか。(サンセット方式による考え方)
- ⑫次年度以降の財政負担が明らかになっているか。

7. 決算

(1) 意義・目的と規定

意義：地方公共団体の一会計年度における歳入歳出予算の執行の確定した実績を示す計算書をいう。

目的：執行機関による予算の執行状況を事務的に監視するとともに翌年度以降の予算案に関する審議を行うための参考となる情報や判断材料を得る。

根拠規定：地方自治法第 96 条（決算を認定すること）

(2) 決算審議の流れ

決算書作成⇒監査委員へ審査依頼⇒監査委員の意見書添付⇒主要施策の成果等作成⇒議会提出⇒議会決算審議⇒決算認定⇒市民への公表

(3) 決算（歳入歳出決算）書類

地方自治法施行令第 166 条・地方自治法第 233 条第 5 項に規定される書類

(4) 決算提出時期

次の通常予算を議する会議までに会議の認定に付さなければならない。

志摩市においては 9 月議会の上程している。

(5) 予算・決算の連動

PDCA サイクルをしっかりと実施し、行政に反映させることが重要である。

(6) 決算審査手法

常任委員会で審査している議会と特別委員会で審査している議会がある。

決算常任委員会の設置は約 20%

決算特別委員会の設置は約 65%

(7) 決算認定の意義

決算認定とは、議会が決算の内容を審査し、予算の執行が適法かつ適正に行われたことを地方公共団体の意思として、確認する行為である。

執行機関に対して、過去における予算執行に関する政治的、道徳的な責任を解除するにとどまり、法的に違反する経費の支出等の違法性を阻却し、法的な責任を解除するものではない。

8. 決算への効果的な質疑手法

(1) 歳入

- ①税収入は予定通りであったか。収入未済額はなぜ生じたか。予算で見込んだ収入額は適当であったか。
- ②補助金等は予定通り入ったか。減収があったとすれば、その理由は何か。
- ③起債は予算に計上したように借り入れできたか。できなかったとすればどんな事情によるものか。
- ④財産、物件の売却収入は予定通りに収入できたか。減収があった場合、その理由は何か。
- ⑤予算に計上した額を超えた収入、又は予定しなかった収入があった場合、それはどうして入ってきたか。
- (2) 歳出
- ①費目の流用、予備費の使用が不当に行われなかったか。また、予備超過の支出はないか。
- ②法令に違反した支出が行われていないか。
- ③予算額に比べて、支出の執行はどうか。多額の不用額が生じた場合、その理由は何か。
- ④予定した収入が減収となり財源不足が生じた場合、歳出の執行をどう処理したか。
- ⑤一時借入金の利払いがどれくらいあり、なぜ借り入れしなければならなかったか。返済の時期を漫然と遅らせ、無用の利払いをしていないか。
- (3) 会計相互間の問題等について
- ①繰出、繰入は計画通りに行われたか。計画通りに行われてなかったとすれば、その理由はなにか。
- ②特別会計のうち、弾力条項による支出があった場合、その支出は条例に違反していないか。(地方自治法第 218 条)
- (4) 行政効果の確保について
- ①行政執行が予算で見込んだとおりの効果を上げることができたか。
- ②工事が計画通りに完成したか。設計変更があった場合、その理由は何か。
- ③公共施設はどれだけ整備、改善が図られたか。また、それによって、住民生活の利便性は向上したか。
- ④産業はどのように変化し振興したか。それによって、住民の所得は高められたか。
- ⑤公務員数はどのように増減したか。また、一般財源に占める給与費の比率はどう変わったか。
- (5) 財政構造の変化について
- ①予算執行の結果、地方債の現債額はどのように変化したか。
- ②行政財産、普通財産はどのように増減したか。また、それに伴う管理費の増減はどうなったか。
- ③総合的な財政力をどのように変化させたか。
9. 決算と行政評価
- 行政評価手法の活用 (例) 多摩市議会

決算審査に行政評価を取り入れ、その評価を基に予算への提言を行う。

極めて難しく大変な作業であることからまだ模索段階が続いている。

議員間討議の活用（例）会津若松市

決算審査・予算審査に議員間討議を取り入れ、提言を行う。

予算の修正は極めて大変であることから、議会事務局職員の助けを借りて修正案の提出をすることになるが、それでも実際の修正は極めて困難である。そのため、修正動議や附帯決議を付するのが一般的となっている。

議員はとにかく予算に重点を置きがちであるが、決算において事業の精査を行い、事業の継続や改廃を検討することで、予算審議の更なる充実が図れる。決算における附帯決議は必ず付すことが望ましい。

予算は可決するものとの認識が強く、反対、修正すると執行権のある市長から、議員の要望等を聞き入れてもらえないのではないかという心理が働き、予算における修正すらなされていない現状が見て取れる。二元代表制としての機能が失われており、決して良い議会であるとは言えない。